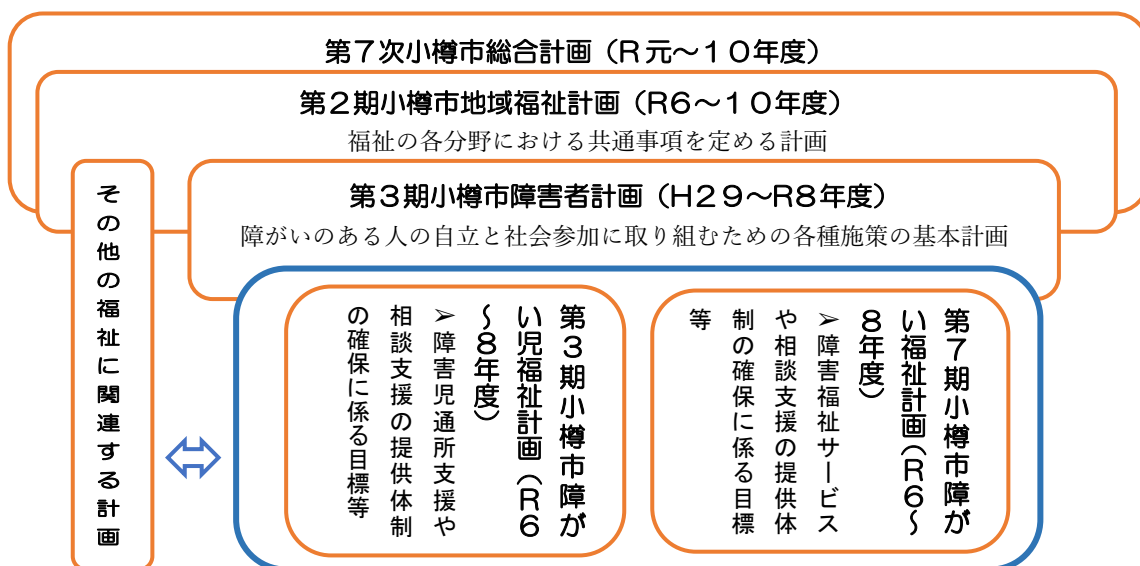


「第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画」(素案)について

1 計画の概要

	小樽市障がい福祉計画	小樽市障がい児福祉計画
根拠規定	障害者総合支援法(第88条第1項)	児童福祉法(第33条の20第1項)
内容	障害のある人(児童)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度におけるサービスの種類ごとの必要な量の見込み及び確保方策 ・ 地域生活支援事業の実施に関する事項 ・ 関係機関との連携に関する事項 詳細は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)で国から示されている。	
期間	令和6~8年度 ※平成18年度から3年毎に策定し、今回は7期目	令和6~8年度 ※平成30年度から障がい福祉計画と一体的に3年毎に策定し、今回は3期目

2 関連計画との位置付け



3 前期計画からの主な変更点

(1) 計画名の表記の変更

「小樽市障害福祉計画・小樽市障害児福祉計画」から
 「小樽市障がい福祉計画・小樽市障がい児福祉計画」へ

(2) 重層的支援体制整備事業との連携について、記述を追加

第6章 地域生活支援事業の実施「1 実施する事業の内容」 (素案 p29)

第8章 計画の推進等「1 連携・協力の確保」 (素案 p37)

(3) 関連する法律等への対応について、記述を追加

①読書バリアフリー法 (R 元.6.28 施行)

第1章 計画策定の趣旨等「4 (7) 障害者の社会参加を支える取組定着」 (素案 p4)

第3章 計画推進の具体的取組「1 (7) 情報の取得・利用、意思疎通の円滑化」(素案 p16)

②医療的ケア児支援法 (R3.9.18 施行)

第1章 計画策定の趣旨等「4 (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援」 (素案 p4)

第3章 計画推進の具体的取組

「3 (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備」(素案 p17)

③障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (R4.5.25 施行)

第1章 計画策定の趣旨等「4 (7) 障害者の社会参加を支える取組定着」 (素案 p4)

第3章 計画推進の具体的取組「1 (7) 情報の取得・利用、意思疎通の円滑化」(素案 p16)

第7章 その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための方策

「2 コミュニケーション支援の推進」 (素案 p36)

4 現計画 (6期計画) の目標の評価と7期計画の目標設定

項目	6期計画の目標	R4年度末達成状況	7期計画の目標
1 施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行 9人 施設入所者 5人減	地域生活移行 0人 施設入所者 3人増	地域生活移行 9人 施設入所者 5人減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場の設置 (継続目標)	未設置	協議の場の設置 (継続目標)
3 地域生活支援拠点等における機能の充実	令和5年度末までに面的整備し、年1回以上実施状況の検証	令和3年度から実施中	拠点等の維持、年1回以上検証実施
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設全体 17人 就労移行 7人 就労継続A型 1人 就労継続B型 10人	福祉施設全体 10人 就労移行 2人 就労継続A型 5人 就労継続B型 3人	福祉施設全体 24人 就労移行 17人 就労継続A型 1人 就労継続B型 12人
5 障がい児支援体制の整備	児童発達支援センター設置 障がい児のインクルージョン推進 重症心身障害児を支援する事業所確保 医療的ケア児協議の場・コーディネーター配置	全項目実施中	実施状況を維持
6 相談支援体制の充実・強化	地域の相談支援事業者に対する指導助言 人材育成支援及び連携強化の取組	全項目実施中	実施状況を維持
7 障害福祉サービスの質の向上を図る取組に係る体制構築	道が実施する研修への市職員の参加及び審査支払等システムによる審査結果の共有	全項目実施中	実施状況を維持

5 策定スケジュール

令和6年1月4日～2月2日	パブリックコメント実施
2月	関係部長会議での協議・調整
2月	第3回小樽市障がい児・者支援協議会（計画案の協議）
2月下旬～3月上旬	市長決裁
3月中旬	第1回定例会 厚生常任委員会報告（計画提示）
3月下旬	北海道への報告、市のホームページによる公表